

最高裁秘書第3865号

令和元年7月26日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年7月19日に答申（令和元年度（最情）答申第26号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第80号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：平成31年1月21日（平成30年度（最情）諮詢第80号）

答申日：令和元年7月19日（令和元年度（最情）答申第26号）

件名：特定の裁判官の懲戒処分に関して作成し、又は取得した文書の一部開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

最高裁判所が特定の裁判官の懲戒処分に関して作成し、又は取得した文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、別紙記載1から4までの各文書についてはその一部を不開示とし、別紙記載5から7までの各文書についてはその情報の一部を提供した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年11月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 別紙記載1の文書について

(1) 別紙記載1の文書のうち供覧票の印影及び履歴書の記載事項について不開示とした部分は、法5条1号に定める個人識別情報に相当する。

(2) 別紙記載 1 の文書のうち各報告書について不開示とした部分は、これを明らかにすると、今後、人事上の措置を検討する事案において正確な事実関係を確認することができず、適切な人事上の措置を検討することができないなど公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、また、分限裁判は非公開手続で行われるにもかかわらず、その手続で提出された証拠内容が明らかになると、分限裁判の当事者において、関係者からの協力が得られず事実関係の調査が困難になるなどして、必要かつ十分な証拠が分限裁判に提出されなくなり、裁判所が行う今後の分限裁判の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 6 号ニ及び同号柱書に定める不開示情報に相当する。

2 別紙記載 2 から 4 までの各文書について

別紙記載 2 から 4 までの各文書について不開示とした部分はいずれも印影であり、これらの情報は、法 5 条 1 号に定める個人識別情報に相当する。

3 別紙記載 5 から 7 までの各文書について

別紙記載 5 から 7 までの各文書について不開示とした部分はいずれも署名及び印影であり、これらの情報は、法 5 条 1 号に定める個人識別情報に相当する。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成 31 年 1 月 21 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年 5 月 24 日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年 6 月 21 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 別紙記載 1 の文書のうち原判断において不開示とされた部分は、見分の結果によれば、供覧票中の裁判所職員の印影のほか、特定の裁判官に対する懲戒申立において提出された履歴書その他の証拠の一部であることが認められる。

上記不開示部分のうち、印影及び履歴書の記載事項については、法5条1号に定める個人識別情報に相当する。

また、その余の不開示部分についても、その記載内容に照らせば、法5条1号に規定する個人識別情報に相当するといえる。加えて、分限裁判の手続が非公開であること（裁判官の分限事件手続規則7条、非訟事件手続法30条）を踏まえて検討すると、仮に不開示とされた部分が明らかになると、分限裁判の当事者において、関係者からの協力が得られずに事実関係の調査が困難になるなどして、必要かつ十分な証拠が分限裁判に提出されなくなり、よって、裁判所が行う今後の分限裁判の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、適切な人事上の措置の検討が困難となり、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、上記不開示部分は、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 別紙記載2から4までの各文書のうち原判断において不開示とされた部分は、見分の結果によれば、いずれも裁判所職員の印影であると認められ、これらは、法5条1号に定める個人識別情報に相当する。
- 3 別紙記載5から7までの各文書のうち原判断において不開示とされた部分は、見分の結果によれば、いずれも裁判官会議議事録の作成者及び議長の署名及び押印であることが認められ、これらは、法5条1号に定める個人識別情報に相当する。
- 4 以上のとおり、原判断については、別紙記載1の文書のうち原判断において不開示とされた部分が法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められ、また、別紙記載2から7までの各文書のうち原判断において不開示とされた部分が同条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

滋 橋 高 久 保 潔 人 正 口 門 員 委 員 長

別紙

- 1 供覧票（件名が「裁判官分限事件の申立てについて」のもの）
- 2 供覧票（件名が「裁判官分限事件の終局裁判について（報告）」のもの）
- 3 供覧票（件名が「裁判官分限事件の裁判の確定について（裁判官の分限事件手続規則第8条に基づく報告）」のもの）
- 4 「印刷局への官報掲載について」で始まる文書
- 5 裁判官会議（第16回）議事録抜粋
- 6 裁判官会議（第18回）議事録抜粋
- 7 裁判官会議（第19回）議事録抜粋